

フィットテスト実施支援のご案内

富士労働基準協会

アーク溶接作業で使用する防じんマスクについては、令和5年4月1日から年1回のフィットテストの実施が義務付けられています

フィットテストとは？

- ◆ フィットテストとは、顔にしっかり防じん・防毒マスクが装着されているかどうかを、測定器を使用して確認するテストです。
- ◆ フィットテスト実施対象は以下のとおり
 - ① 溶接ヒューム取扱作業で使用する防じんマスク(屋内の継続作業場 R5.4.1 施行)
 - ② 特定化学物質、有機溶剤、鉛、粉じんの作業環境測定結果が第3管理区分で、呼吸用保護具の使用が必要な場合(R6.4.1 施行)
 - ③ 化学物質のリスクアセスメント実施結果により呼吸用保護具を使用させる場合
(「化学物質による健康障害のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」技術上の指針 公示第24号 R5.4.27)

ご支援の内容

- ◆ 呼吸用保護具(防じんマスク、防毒マスク)のフィットテストの実施
※定量的フィットテスト(短縮・通常)、定性的フィットテストのいずれも対応しています
- ◆ フィットテスト実施担当者の養成研修の実施
※事業所で実施する際、担当者が必要な知識を習得できるよう講習を実施しています

支援申込先

富士労働基準協会 富士市中央町1-5-20グランドハイム吉原

TEL 0545-52-5801、FAX 0545-53-0333

- ◆ 裏面の申込書をFAXしてください
- ◆ 支援内容等でご不明な点につきましては、遠慮なくご連絡願います
連絡先:上記 TEL または nishimura@fujiroukikyo.jp まで



富士労働基準協会
講習案内

